

## 「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）（案）」 に関する意見の募集（パブリックコメント）の結果について（概要）

令和 6 年 1 月

### 1. 概要

「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）（案）」について、以下のとおり意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

- (1) 意見募集期間 令和 5 年 11 月 9 日（木）から同年 12 月 8 日（金）まで
- (2) 告知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- (3) 意見提出方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム又は郵送

### 2. 提出された意見数

31 通（116 件）

### 3. 提出いただいた全ての御意見とそれに対する考え方

参考資料 3 を参照。

### 4. 提出いただいた主な御意見の内容

#### Ⅲ. 1（1）調査方法書の作成

- 調査方法書の作成に係る手続は妥当であると考えられる。
- 地元の混乱を防ぐため、環境省が開催する説明会において、事業者の選定後には選定事業者が環境影響評価手続を引き継ぐことについて明確に伝えてほしい。
- 調査方法書には、有望区域の選定時に環境省が既存の文献情報等を活用し整理を実施した環境配慮の検討結果も記載されるのか。
- 調査方法書を作成する際の意見聴取は、対象範囲を幅広く設定してほしい。

#### Ⅲ. 1（2）環境省による現地調査の実施及び取りまとめ結果の公表

- 現地調査は、有望区域よりも広い範囲を対象として実施すべき。
- 環境省が現地調査等の実施を外部に委託する場合には、適切な公募を実施してほしい。
- 環境省が実施した現地調査の結果は、事業計画の立案にも必要になるため、可能な限り早く公表してほしい。
- 環境省が実施する現地調査結果の取りまとめに当たっては、第三者機関による審査が必要ではないか。

### Ⅲ. 2 選定事業者による環境影響評価手続

- 選定事業者による環境影響評価手続の一部を適用除外とする趣旨が不明確である。
- 環境影響評価図書の制度的な継続公開を検討するべきである。
- 新たな制度を導入する際の経過措置の内容について、具体的な考え方を示してほしい。

### Ⅲ. 3 現地調査等の実施に要した費用負担の考え方

- 現地調査等の実施に要した費用は、選定事業者が負担すべきである。
- 調査費用が過度なものとならないように留意すべきである。

### Ⅲ. 4 環境影響に関するモニタリングの実施

- 「科学的知見の不足」を理由に、安易にモニタリングを推進することは反対である。あらかじめできる限りの環境保全措置を講ずることが重要である。
- 個別事業に係る順応的な取組方法については、事業者の選定後に実施されることも踏まえ、過度な取組とならないようにしてほしい。
- モニタリング結果を踏まえた「追加的な環境保全措置をすべきか否か」の判定は、独立した第三者機関が審査を行うべきである。
- 「科学的知見の拡充等のために環境の状況等を継続的に把握するための調査」は、環境省が実施するべきである。
- 事後調査は、不確実性が高いこと、科学的知見が不足していることを理由に調査を行うよう指摘されていることを踏まえ、調査方法書の作成時点で事後調査項目を示してほしい。
- モニタリングに係るガイドラインは、新制度施行までに公表してほしい。

### Ⅲ. 5 EEZにおける適正な環境配慮の確保

- EEZにおける適正な環境配慮の確保の在り方についても、方向性を示してほしい。

### Ⅳ. 今後の課題

- 環境影響評価図書やモニタリングデータの公開については、事業者が有する著作権や今後検討される費用負担の考え方を踏まえた慎重な議論が必要である。
- モニタリングデータは、環境省が一元的に管理し、公開するべきである。

### その他

- 洋上風力発電事業に係る新たな制度の早期実現を求める。
- 新たな制度における手続をフローチャート等に示してほしい。
- 洋上風力発電事業の実施に当たっては、低周波音の影響が懸念される。
- 洋上風力発電事業の実施に当たっては、漁業者への配慮が極めて重要であり、水産業をはじめとした社会経済環境への影響を防ぐことが必要である。
- 陸上風力発電事業に係る制度の在り方も早急に示してほしい。